

注目
01

後期高齢者医療保険料改定

問合せ

健康ほけん課 国保・年金係

☎内線 125



被保険者の皆さまから納めていただく保険料は、医療給付費の支出などの動向を踏まえて2年ごとに見直すことになっています。

令和8・9年度の保険料は、次のとおり改正します。

	医療分			子ども分※注1		
	所得割率	均等割額	賦課限度額	所得割率	均等割額	賦課限度額
現行	10.31%	52,400円	80万円	—	—	—
改正後	9.59%	56,200円	85万円	0.25%	1,300円	21,000円

注1 令和8年度から、社会全体で子育てを支援するために「子ども・子育て支援金制度」が開始され、全世代から支援金を負担いただくことになりました。

●均等割額は、世帯の所得や他条件により、7割・5割・2割の軽減措置があります。

（令和8・9年度は、制度改正などによる激減緩和措置として、軽減割合7割に該当する人の医療分の軽減割合は、7.2割軽減へと引き上げとなります。）

今年度の保険料の決定通知や納付書は、7月下旬までに発送します。

注目
02

— 知って安心 成年後見制度 —

市民向け権利擁護セミナー開催

問合せ

長寿介護課 長寿支援係

☎内線 176



成年後見制度とは、認知症や障害が原因で自分で判断したり契約することが難しくなった場合に、自分の意思を尊重しながら自分の代わりに契約や手続きをしてくれる人を家庭裁判所が選任する制度です。他人事ではなく、自分事として考えるきっかけづくりにしませんか。（主催：長崎県社会福祉協議会 共催：松浦市、松浦市社会福祉協議会）

日時
場所

7月25日（土） 午後2時～4時 ※30分前開場
すこやか青プラザ3階

定員
対象

70人 市内在住または、市内で勤務されている人

受講料

無料

申込方法

電話または、申込フォームからお申し込みください。

申込締切 7月22日（水）

長崎県社会福祉協議会

☎095-846-8807

申込フォーム▶



プログラム

第1部 講話 成年後見制度ってなに？～やさしくわかる入門編～

第2部 座談会 市民後見人ってなに？～地域で支える新しいかたち～

第3部 落語（笑源亭紫び）

まちの話題

知っとい

まつうらマルシェ

暮らしの掲示板

連載コーナー

戸籍だより